

沖縄労働局から

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和5年度の監督指導結果を公表します

～205 事業場のうち120 事業場(58.5%)で違法な時間外労働を確認～

令和6年10月31日沖縄労働局発表

沖縄労働局（局長 柴田栄二郎）では、令和5年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署（那覇、沖縄、名護、宮古、八重山の5署）が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

沖縄労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】（令和5年4月～令和6年3月）

- (1) 監督指導の実施事業場： **205 事業場**
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① **違法な時間外労働があったもの： 120 事業場 (58.5%)**
- うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80 時間を超えるもの： 68 事業場 (56.7%)
うち、月100 時間を超えるもの： 50 事業場 (42.5%)
うち、月150 時間を超えるもの： 8 事業場 (6.7%)
うち、月200 時間を超えるもの： 0 事業場 (0%)
- ② **賃金不払残業があったもの： 20 事業場 (9.8%)**
- ③ **過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 54 事業場 (26.3%)**
- (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- ① **過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： 106 事業場 (51.7%)**
- ② **労働時間の把握が不適正なため指導したもの： 38 事業場 (18.5%)**

<添付資料> 別添 1 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果
(令和5年4月から令和6年3月までに実施)

【参考】前年度の監督指導結果との比較 令和元年度からの推移

別添 2 監督指導において違法な長時間労働を認めた事例

参考資料 時間外労働の上限規制、労働時間適正化ガイドライン ストレスチェック
長時間労働者への医師による面接指導
企業が実施した長時間労働削減のための自主的な取組事例



監督指導において 違法な長時間労働を認めた事例

沖縄労働局では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。監督指導において違法な長時間労働が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

立入調査で把握した事実

- 建設業（労働者10数人）において、長時間労働を原因とする精神疾患の労災請求がなされたため、立入調査を実施した。
 - 時間外・休日労働に関する協定（36協定）を締結することなく、時間外労働が行われていた。
 - 固定残業代を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金が追加で支払われていなかった。
 - 労働時間は日報による自己申告で管理されていたが、実際の労働時間と合致しているかの実態調査が行われていなかった。
- ※「固定残業代」とは、その名称にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働および深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金のことです。

労働基準監督署の指導

- 違法な時間外・休日労働を行わせたこと
・36協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届出ることなく、時間外労働を行わせたことについては是正勧告。（労働基準法第32条違反）
- 時間外労働に対する割増賃金を支払っていないこと
・固定残業時間を超える割増賃金の未払いについては是正勧告。（労働基準法第37条違反）
- 労働時間の把握が適正でないこと
・労働時間の把握に当たり、タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認していないことについて指導。（労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインに不適合）
※自己申告制により行わざるを得ない場合でも、必要に応じて、パソコンの使用時間の記録などにより実態調査を実施し、所要の労働時間の補正が必要となります。

是正の取組

- 労働時間の適正な管理を徹底
・パソコンの使用時間の記録を元に、過去に遡って労働者に実態調査を行った結果、日報を超える1か月あたり80時間超の時間外労働等が明らかとなったため、全社的に固定残業代を超える割増賃金の適及払いを実施
- 労働時間の把握方法を勤怠システムに変更
- 36協定を締結、届出するとともに、時間外労働を1か月あたり45時間以内に削減



添付資料及び詳細については、沖縄労働局のホームページをご参照ください。
なお、担当部署は、沖縄労働局 労働基準部 監督課（TEL 098-868-4303）です。